

三原市版

空き家のガイド



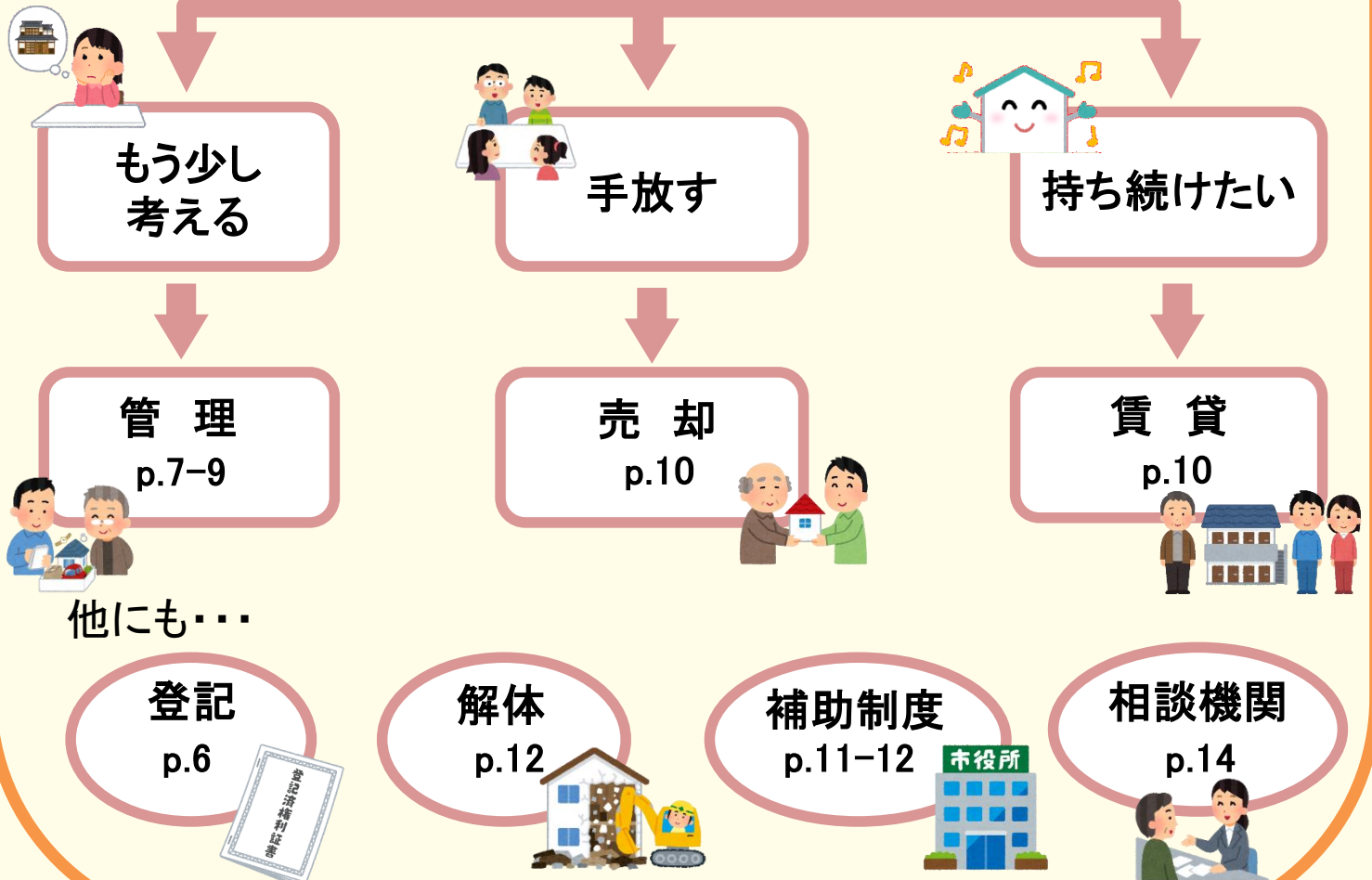
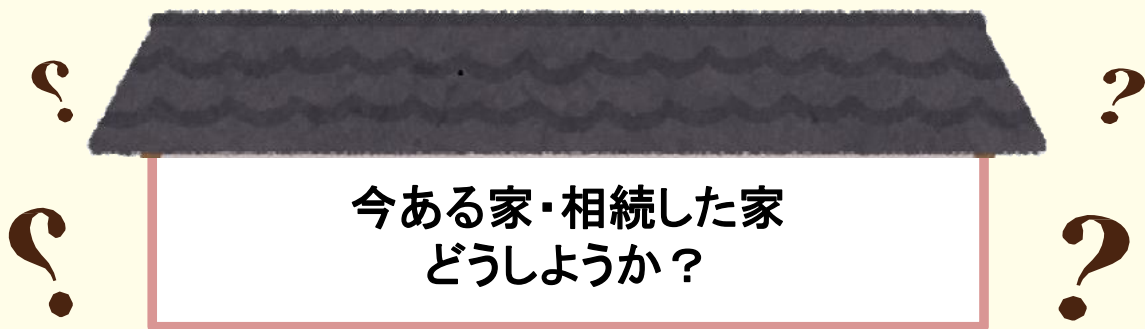
三原市
MIHARA

空き家とは？

空き家とは、年間を通して居住その他の使用がなされていないことが常態となっている建築物のことをいいます。



三原市公式マスコットキャラクター
やさだるマン





目次



STEP	1	空き家の問題点	空き家はこのような問題を引き起こします！	1
STEP	2	所有者の責務	空き家の適切な管理は所有者の責務です！	2
			損害賠償や税額倍増のリスクにつながります	3
STEP	3	予防と備え	空き家になる前に備えをしましょう！	4
STEP	4	空き家の登記	不動産（家・土地）を相続したら必ず登記しましょう！	6
STEP	5	空き家の管理	自分で管理するポイントを紹介します！	7
			自分でできない場合は業者を活用しましょう！	8
STEP	6	空き家の活用	いろいろな活かし方があります！	10
STEP	7	三原市も応援	補助制度・事業を活用しましょう！	11
STEP	8	よくある質問と相談窓口	よくある質問を紹介します！	13
			各種専門家に相談しよう！	14

